

特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意くださいいただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
 - ①記載内容について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
 - ②主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分（**4**保険金などをお支払いできない場合についてや、**6**解約と返戻金について）は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
 - ③特に、転換・乗換（**7**転換制度（終身特約充当制度）や現在のご契約の解約または減額を前提とした新たなご契約について）の場合は、お客さまに不利益になることがあります。
 以上をご留意いただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」、「保険設計書（契約概要）」も必ずご確認のうえ、大切に保管してください。
 - 「ご契約のしおり 定款・約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などをご説明しています。

1 保険契約のお申込みの撤回または解除について（クーリング・オフ制度）

ご契約のしおり 0 ページ

ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（第1回保険料充当金領収証など）を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます。消印有効）であれば、書面により保険契約のお申込みの撤回または解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

お申込みの撤回等ができない場合

- 当社の指定した医師の診査が終了したとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 特約の中途付加・保険金額の増額などのとき

2 健康状態や職業などの告知について

ご契約のしおり 0 ページ

告知の義務

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業などについて「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 診査医扱いのご契約の場合には、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお答え（告知）ください。

告知受領権について

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。
- 生命保険募集人（代理店を含みます）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴などがあるお客さまのお引受けについて（特別条件付引受制度）

■当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金などのお支払いが発生するリスクに応じたお引受けを行っております。傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります。

- 傷病歴・通院事実などを告知された場合は、後日、所定の診査や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。
- ご契約のお引受けについては、告知の内容の結果などから、次のいずれかの決定とさせていただきます。
 - お申込内容どおりにお引受けする。
 - 特別な条件（「特別保険料の払込み」、「保険金の削減支払い」、「給付金の削減支払い」、「特定部位不担保」、「特定障害状態不担保」など）を付けたうえでお引受けする。
 - 今回はお断りさせていただく。

■当社では、傷病歴などのある方への引受範囲を拡大した商品として、以下の商品を販売しております。

5年ごと利差配当付限定告知型医療保険「かんたん告知医療保険」

この保険は、健康に不安のある方でも、健康状態などに関する5つの告知項目に該当しなければ、お申込みいただけるように設計された医療保険です。このため保険料は、当社が取り扱っている通常の医療保険に比べて割増しされています。

告知の内容が事実と相違する場合

■告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- 責任開始日（復活の場合は復活の際の責任開始日）から2年を経過していても、保険金をお支払いする事由などが、2年以内に生じていた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。（ただし、「保険金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金などをお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

■上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金などをお支払いできないことがあります。

たとえば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、以下の事項にご留意ください。

- 告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

電話や訪問によるお申込内容などの確認について

■当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約者・被保険者・受取人に電話や訪問をさせていただき、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会・確認させていただく場合があります。

- 電話確認内容につきましては、当社の業務の運営管理およびサービスの充実などに必要な範囲で録音させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 事前のアポイントなしに訪問させていただく場合があります。
- 訪問・電話確認の際は、ご本人さまの確認をさせていただきます。

3 保障の開始について

ご契約のしおり 0 ページ

■申し込まれたご契約を当社が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

生命保険募集人の権限

- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金などをお支払いできない場合について

ご契約のしおり 0 ページ

■保険金などの免責事由に該当した場合（例：責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当など）

■責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合には、原則として高度障害保険金、入院給付金などはお支払いできません。ただし、ご契約の際の告知などにより当社がその原因の発生を知っていた場合などには、お支払いをすることがあります。

■ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合

- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）や、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

5 保険料払込猶予期間、失効、復活について

ご契約の
しおり 0
ページ

保険料払込猶予期間とご契約の失効

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込猶予期間を設けています。保険料払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、自動的に当社が保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。（ただし、ご契約者からあらかじめ希望されない旨のお申出があった場合には、この取扱いはしません。）

自動振替貸付金には利息がつきます

- 利息は、当社所定の利率（複利）で計算します。
- 貸付金の元利合計額が返戻金額を超える場合には、その旨を通知します。この場合には、当社の定める方法によって計算した金額をお払込みいただけます。このお払込みがなかったときには、この保険契約は効力を失います（その後の復活もできません）。

復活可能な期限と手続き

- いったん失効したご契約でも、失効後3年以内*であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知（ご契約によっては当社指定の医師による診査が必要です）と延滞保険料およびその利息のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活できないこともあります。
* 特別な条件を付けてご契約いただいた場合は、ご契約の失効後2年以内となります。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と延滞保険料およびその利息のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

6 解約と返戻金について

ご契約の
しおり 0
ページ

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いに、また他の一部はご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されると、多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 返戻金の額は、被保険者の年齢・性別、ご契約の経過年月数などによって異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの返戻金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。

7 転換制度(終身特約充当制度)や現在のご契約の解約または減額を前提とした新たなご契約について

ご契約の
しおり 0
ページ

- 終身特約充当制度は現在ご契約の当社の保険契約を解約することなく新しい保障内容に変更できる制度です。
- 現在のご契約の解約または減額をされますと、多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
また、いずれの方法をご利用する場合においても、以下の点にご留意ください
 - 保険料計算に用いる予定利率が現在のご契約より引下げられ保険料が引き上げられる場合や、配当タイプが変更になる場合があります。
 - 一般のご契約と同様に告知義務があります。
 - 「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
 - 詐欺による取消しの規定などについても、ご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
 - 告知が必要な傷病歴などがある場合は、ご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなることもあります。

8 相互会社の社員の権利・義務について

ご契約の
しおり 0
ページ

- 当社は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社ではご契約者お一人おひとりが会社の構成員である「社員」となります。ただし、剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます。
- 社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や保険金等の支払請求権、剰余金分配を受ける社員配当金請求権等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

9 保険金額などが削減される場合について

ご契約の
しおり 0
ページ

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

10 生命保険契約者保護機構について

ご契約の
しおり 0
ページ

- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

11 保険金などのご請求について

- 保険金などのお支払手続きを行うため、支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社（担当者、もよりの営業所、支社または本社のコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
 - ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には当社にご連絡ください。
 - 当社では、ご連絡いただいた内容に基づき、お支払いの対象となる可能性がある保険金などを幅広くご案内します。また、ご連絡いただいたご契約以外にも、ご請求いただけるご契約がある場合には、あわせてご案内します。
- 保険金などの支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」のほか、冊子「保険金・給付金のご請求について」にも記載しております。（あわせて、ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>にも掲載しております）
- 被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、代理請求特約により、代理請求人からご請求いただけます。
 - ご契約者は、代理請求人となられる方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

ご契約に関するご相談・苦情については
コミュニケーションセンター ☎0120-662-332

月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9:00～18:00
土曜（除く祝日・年末年始）9:00～17:00
明治安田生命カードを紛失・盗難された場合は24時間受付いたしております

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。